

## 建築基準法第44条第1項第2号の規定による許可に係る包括同意基準

平成13年1月29日  
改正：平成17年9月21日  
京都府建築審査会議決

知事が建築基準法第44条第1項第2号の規定による許可をする場合のうち、下記の基準を満たす場合については、建築審査会があらかじめ同意を与えたものとして取り扱う。

なお、知事は、この基準により許可をした場合には、直後に開催される建築審査会においてその内容を報告しなければならない。

### 記

第1 自動車専用道路における建築物で、その用途、建築場所又は規模が、次のいずれかに該当するものであること。

- 1 料金徴収所（2に掲げる管理事務所等から料金徴収所を連絡する通路を含む）
- 2 次の各号に該当するもの
  - (1) 公衆便所、又は、道路の機能や維持管理上必要な施設として道路管理者が設置し管理する施設の内、次に掲げる用途に供する建築物
    - ア 管理事務所（料金精算所、道路管理作業員の待機所を含む）
    - イ 道路管理用資材置場、道路管理用自動車車庫等
    - ウ 道路附属設備のための電気室、機械室等
  - (2) 車両通行部分とは明確に区分されており、道としての機能を有さず、一般の建築敷地と同様の形態を有している場所に建築されるもの
  - (3) 地上2階以下、延べ面積（2以上の建築物がある場合は、その合計）が1,000㎡以下、高さが13m以下であるもの

第2 道路内に設置するバス停留所（タクシー乗り場を含む）の上屋で、次の全てに該当するものであること。

- 1 平屋建てであるもの
- 2 歩行者、自動車などの通行上支障がないもの
- 3 災害時の避難及び消防活動等に支障がないもの